命と暮らしを守る

理事長　寶　馨　たから　かおる

2026年7月28日、熊本で10年ぶりとなる震度7の地震が発生しました。また、8月中旬から下旬には、千葉県や北陸を豪雨が襲いました。一連の災害で犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災されたすべての皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

こうした災害が起こるたびに、命と暮らしを守ることの重要性と難しさをひしひしと感じます。

1995年1月の阪神・淡路大震災以降「災害関連死」（間接的な死亡）が注目されました。この震災による死者は6405人でしたが、そのうちの919人（14.3%）が災害関連死と認定されています。

その後の大規模災害における全死者数に対する災害関連死者数の割合を調べると、2004年10月の新潟県中越地震76.5%（52人/68人）、2011年3月の東日本大震災17.0%（3775人/2万2199人）、2016年4月の熊本地震79.9%（218人/273人）、2024年1月の能登半島地震66.5%（456人/686人）となります。

阪神・淡路大震災と東日本大震災では多数の人が災害関連死で亡くなっています。一方、新潟、熊本、能登の事例では、その割合が高いことに驚きます。このような関連死を減らすにはどうしたら良いのでしょうか。

精神的・肉体的な主要因（生活不活発病、感染症、慢性疾患の悪化など）を取り除き、災害関連死を起こさないような方策が必要です。災害が発生すると保健・医療・福祉のニーズは増大する一方、その施設と提供サービスは機能不全に陥っている中では、医師や保健師等の外部からの支援が必要不可欠です。加えてそれらの支援を必要とする一人ひとりに確実に届けるためにも、避難所等における地域コミュニティーの役割はこれまで以上に重要になってきます。

自分の命は自分で守るということは人生の基本です。しかしながら、住居、家族や縁者を失い、仕事を失ったら暮らしが立ち行きません。被災者が立ち直るためには、暮らしを守らねばならないのです。

被災後の孤独感や孤立感をなくす対策、精神的支援、避難所・仮設住宅の環境改善、生業の回復も必要です。行政の仕事はインフラ整備だけではなく、被災者の「心のケア」や生活再建支援も含まれます。

社会のレジリエンスを高めるということは、普段から被災しにくい対策や計画をしておくとともに、災害後の被災者・被災団体の活力を取り戻すことができる社会にしていく、ということにほかなりません。まさに、命と暮らしを守り続けるということなのであり、そのためには人文・社会科学的観点からのアプローチが欠かせません。

本号では、災害過程研究部門によるこうした取り組みを紹介します。

